

議案第41号

勝山市税条例の一部改正について

勝山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、勝山市税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第　号

勝山市税条例の一部を改正する条例

勝山市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第151条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第151条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第143条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u> (<u>納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険</u>)</p>

を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万8,550円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,300円
- (イ) 特定世帯 6,650円

の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者
(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法
(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について
同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1
項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)を
いう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所
得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係
る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につい
て同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年
齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円
を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等
の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有
する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者
等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与
所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算
した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万8,550円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,300円
- (イ) 特定世帯 6,650円

(ウ) 特定継続世帯 9,975円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに
定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納
付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につ
いて 2,800円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、33万円

_____に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額
を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険

(ウ) 特定継続世帯 9,975円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに
定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納
付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につ
いて 2,800円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算
額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者の中給与所得者等の数が2
以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額
を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険

者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1
万3,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円
- (イ) 特定世帯 4,750円
- (ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円
- (イ) 特定世帯 1,500円
- (ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1
万3,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円
- (イ) 特定世帯 4,750円
- (ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円
- (イ) 特定世帯 1,500円
- (ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、33万円

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円
- (イ) 特定世帯 1,900円
- (ウ) 特定継続世帯 2,850円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円

額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円
- (イ) 特定世帯 1,900円
- (ウ) 特定継続世帯 2,850円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について800円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第151条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」
とする。

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第142条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について800円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第151条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の勝山市税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

